

令和8年度富田林市住民活動災害保障保険制度について

1 制度の対象となる団体及び活動

この制度は、「富田林市住民活動災害保障保険実施要綱」に基づき、住民団体による住民活動中に事故が発生した場合、責任者の賠償責任や入院・通院などの費用を保険で補填し、住民活動の促進と社会福祉の向上に資することを目的としています。

(1) 住民団体とは:主たる活動拠点を富田林市内に有し、かつ構成員が5人以上で組織された団体をいいます。
(団体の指導者、スタッフは市外でもかまいません。)

(2) 住民活動とは:住民団体が無報酬で社会福祉の向上のために日帰りで行う事業若しくは活動をいいます。(自らの娯楽などを目的とするスポーツやサークル、親睦活動は対象外です。)

2 ボランティア活動とは

○地域清掃活動(道路、河川、公園、その他公共公益施設の清掃など)

○地域福祉活動(福祉施設への慰問、通園・通院などの介助など)

○地域生活環境活動(生活品リサイクル活動、自然保護活動など)

○地域住民自治活動(広報物の配布、各種地域コミュニティ活動など)

○地域安全活動(地域巡回・指導、施設維持管理など)

○地域育成活動(青少年などの育成・指導、地域講習会など)

○その他これに類する活動

3 対象となる事故とならない事故の具体例

① バレーボール団体(保険加入団体)が障害者施設を慰問し、そこでバレーボールの指導中に転倒して捻挫した。
→保険対象

② 老人会(保険加入団体)が社会奉仕で公園を清掃中転んで骨折した。→保険対象

③ レクリエーション協会(保険加入団体)の会員が、地域の子ども会からレクリエーション協会を通さず、直接依頼を受けて、レクリエーション指導中のケガ。→保険の対象外

④ バレーボール団体(保険加入団体)が自分達の練習中に転倒して捻挫した。→保険の対象外

⑤ 老人会(保険加入団体)が親睦のためにハイキングに行った時、転んで骨折した。→保険対象外

⑥ 故意による事故、自然災害による事故、酒酔中の事故。→保険対象外

⑦ 危険度の高い活動等→保険対象外

(例) 山岳登山、危険なスポーツ、その他保険契約に適用される約款又は特約条項で免責とされる事故。

4 申請期間及び保険期間

申請期間：令和8年4月1日(水)～令和8年4月14日(火)

保険期間：令和8年6月1日(月)午後4時から令和9年6月1日(火)午後4時まで

富田林市住民活動災害保障保険登録申請書(様式第1号)をすばるホール4階 人権・市民協働課、または、各団体の関係する部署へ令和8年4月14日(火)までに提出してください。なお、初めて加入申請をされる団体につきましては、会員名簿もあわせてご提出してください。

※申請制度のため毎年申請手続きが必要です。また、募集期間外での加入受付は原則認められませんので、ご了承ください。

5 保険制度の内容

この制度は、「賠償責任保険」と「傷害保険」からなっています。

① 賠償責任保険について

住民活動参加者の事故に対し、代表者もしくは指導者に法律上の損害賠償責任がある事故の場合

[保障される金額]

てん補限度額……被害者1名につき2,000万円、1事故 1億円、免責額 1万円

対物賠償については1事故につき500万円、免責額1万円

支払われる保険金…損害賠償金(治療費等)、緊急措置費用、訴訟費用など

※同居の親族に対する事故は対象となりません

② 傷害保険について

住民活動参加者・指導者・スタッフがその活動上の事故によりケガや死亡された場合。

[保障される金額]

○ 死亡保険金……事故の日から180日以内に死亡されたとき。200万円

○ 後遺障害保険金…事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。6万円～200万円

○ 入院・通院保険金…事故やケガにより、入院又は通院したとき。

(イ)入院保険金……事故の日から180日を限度。入院1日につき、日額1,500円

(ロ)通院保険金……事故の日から180日の間で、実日数90日を限度。通院1回につき、日額1,000円

※ 入院・通院保険金は、入院・通院合わせて180日を限度とします。

※ 入院・通院保険金は、事故の日から対象です。

◎ 保障の対象とならないケガ、病気

(ア)自覚症状しかないムチ打症や頸椎捻挫などの頸部症候群

(イ)自覚症状しかない腰痛

(ウ)被保険者の脳疾患または心身喪失

6 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、出来る限り早く事故の発生状況等を富田林市役所に報告を行ってください。
事故発生後30日以内に事故報告書を提出いただかない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

7 保険金請求に必要な書類（所定の書類があります。）

●賠償事故の場合

- a. 保険金請求書
- b. 事故状況報告書
- c. 医師の診断書
- d. 事故証明書
- e. 示談書
- f. 治療費等の明細書

●傷害事故の場合

- a. 保険金請求書
- b. 事故状況報告書
- c. 医師の診断書あるいは治療状況申告書
- d. 住民活動に従事していた者の名簿
- e. 診察券等の写し
- f. 治療費等の明細書

8 その他この保険制度についてのお問い合わせ及び申請提出先

問合せ先：富田林市人権・市民協働課 電話 0721-25-1000 内線473

持参の場合：富田林市桜ヶ丘2の8（すばるホール4階）

郵送の場合：富田林市常盤町1番1号（富田林市役所）